

彦根市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、彦根市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 彦根市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次に掲げるものとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
 - 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費が定められていること
 - 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
 - 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - 六 適切な運営体制が確保されていること
 - 七 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、彦根市が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき、判断する。
- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

(認定申請)

第3条 彦根市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、彦根市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号。以下「誓約書兼申請書」という。)および誓約書兼申請書の別紙に記載された添付書類を彦根市に提出することにより行うものとする。

- 2 彦根市は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 彦根市は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 彦根市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

- 3 第1項の規定により認定を受け、または前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は、「彦根市認定地域クラブ活動」と称するものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 彦根市は、前条第1項の規定による認定をしたときは、彦根市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 彦根市は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、彦根市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 彦根市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までを最長とする。

(変更の届出)

第7条 彦根市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに彦根市認定地域クラブ活動変更届(様式第4号)により彦根市に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 彦根市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに彦根市認定地域クラブ活動休止届(様式第5号)により彦根市に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 彦根市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに彦根市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第6号)により彦根市に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 彦根市は、彦根市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 彦根市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

- 2 彦根市は、第1項の規定により認定を取り消したときは、彦根市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第7号)により、彦根市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(彦根市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第 11 条 彦根市は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、彦根市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(彦根市認定地域クラブ活動に対する支援)

第 12 条 彦根市は、彦根市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年度末までの間は、彦根市は、地域クラブ活動が第 2 条各号に掲げる認定要件のうち、第 4 号または第 6 号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。